平成２４年（フ）第３７１号
千葉県柏市豊町２丁目１番５号　シティーハイツ海老原105号
債務者　酒谷　和希
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１３号
千葉県柏市八幡町３番56号
債務者　田口　一之
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５５号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地45棟402号
債務者　竹内　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６３号
千葉県松戸市六実６丁目29番地の５　クラップコティ205号
債務者　齋藤ちか子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６５号
千葉県松戸市上本郷437番地
債務者　齋藤　　孝
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６６号
千葉県流山市駒木107番地の２　サンハイツ駒木101
債務者　照屋　政邦
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７０号
千葉県松戸市松戸2264番地の２　アプリコットハウス202号
債務者　上條　久子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７６号
千葉県流山市東初石３丁目99番地の９　ロイヤルハイツ102
債務者　小野　直美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５６号
千葉県船橋市印内町678番地ヴィラストーン＆ウェル305号
債務者　石川　里美
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９４号
千葉県船橋市三山６丁目30番６号
債務者　山内　武朗
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９５号
千葉県船橋市三山６丁目30番６号
債務者　山内　明美
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２６号
千葉県市原市旭五所27番地６　コーポラスアサノ201号
債務者　石本真希子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３９号
千葉県市川市行徳駅前４丁目17番23号　ソレムニス行徳203号
債務者　狩野　直道
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５４号
千葉県市原市菊間2082番地県営住宅32棟404号
債務者　的場　ユリ（旧姓大多和）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６６号
千葉県船橋市金杉８丁目１番17号ステラ金杉302、住民票上の住所千葉県船橋市北本町２丁目８番20号
債務者　藤崎　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７８号
千葉県習志野市東習志野８丁目11番４号シティハイツ若林103号
債務者　神谷　直靖
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９３号
千葉県習志野市袖ケ浦６丁目16番５号
債務者　朝倉　法子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係